

第五次多摩市総合計画 基本計画答申書

平成 23 年 5 月
多摩市総合計画審議会

第五次多摩市総合計画基本計画答申書 目次

はじめに	1
第五次多摩市総合計画基本計画（素案）に対する意見（総論）	3
第五次多摩市総合計画基本計画（素案）に対する意見（各論）	4
基本計画策定にあたっての前提	4
分野別計画	5
第1章	6
第2章	7
第3章	9
第4章	11
第5章	12
第6章	14
計画の実現に向けて	16
【資料】	17
委員名簿	18
審議の経過	19
多摩市総合計画審議会条例	20
諮問書	22
配布資料一覧表	23

はじめに

冒頭に、去る3月11日に発生した東日本大震災において被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲となった方々に深い哀悼の意を表します。この震災は私たち市民の生活をはじめ、行政にも今後長きに亘って影響を与えるものと考えます。市長から諮問のあった基本計画（素案）は震災前にまとめられたものであるため、この点を考慮に入れた修正をしていただきたいと思います。

さて、平成22年2月15日に本審議会が提出した第五次多摩市総合計画基本構想答申書を基に、第五次多摩市総合計画基本構想（平成22年12月24日議決）が策定されました。これを受けて、行政ではこの基本構想を実現するための今後10年のまちづくりの方向性を示す基本計画の策定を進めています。基本計画は基本構想に掲げられた、今後のまちづくりにおける基本理念や、20年後のまちのビジョンを踏まえ、将来都市像である「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」と6つの「目指すまちの姿」を実現していくための今後10年間の取り組みの方向性等を示すものです。

このことについて、平成23年1月18日に多摩市長より諮問を受けて本審議会における検討を開始し、これまでに、全体会を5回、分科会を7回（第1分科会3回、第2分科会4回）開催しました。審議会では行政から素案が示された中での検討を行ってきました。その中で基本構想の考え方との整合が取れているか、市民にとってわかりやすいかといった視点で審議を重ね、答申をまとめました。

今後の市政運営にあたっては、これまで以上に市民が主体的にまちづくりに参画し、市民の力をまちづくりに活かすことが必要です。そのために、行政はセーフティネットをしっかりと維持することはもとより、市民との情報共有を

積極的に行い、地域での支え合いの仕組みをしっかりと構築すること、市民とともにまちづくりを進めていくことが重要であると考えます。

市民の高齢化が進んでいく中でも活気とにぎわいのあるまち、そして誰もが安心して住み続けられるまちをつくるために、基本計画が市民と行政が進むべき道筋を示すものとなることを期待します。本答申書がその一助となり、将来都市像「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」の実現にも寄与するものとなれば幸いです。

多摩市総合計画審議会

会 長 檜垣 正巳

副会長 上野 淳

委 員	尾中 信夫	小暮 和幸	中澤 敬
	金子 邦博	篠田 真理子	山田 喜一
	大久保 理恵	大野 道徳	中村 由美子
	古屋 圭子	三輪 俊直	山口 渉
	和田 宗介		

(委員区分別 50 音順)

第五次多摩市総合計画基本計画（素案）に対する意見（総論）

ここでは、行政から示された基本計画（素案）に対し、全体にかかる意見を何点か申し述べる。個別の意見については、後段の各論において記述する。

1 東日本大震災の影響を踏まえた記述について

- ・ 1 ページの「はじめに」においても申し上げたとおり、震災の影響を踏まえた見直しの検討をいただくよう強く要望する。これは、防災の面に限ったことではなく、環境や産業、また地域での支え合いなど自治の仕組みそのものにも関わってくる課題である。短期間で全てのことを盛り込むのは難しいことであるので、現状や課題としてだけでも記載いただき、市民と行政が共通の認識を持って今後のまちづくりを進めていくための計画にしていきたい。

2 市民の役割について

- ・ 全編を通して「市民の役割」を強く意識した表現であると感じる。今後のまちづくりにおいて市民の力が重要であることに異論はないが、市民に自覚と責任、まちづくりの担い手としての役割を押し付けるかのように感じられる部分がある。はじめて読む市民の方にも受け入れられやすい表現に修正することと併せて、行政も市民とともに汗をかきながら取り組んでいくということがわかる表現に修正すると良いのではないかな。

3 文章表現について

- ・ 行政内部でも最終的な確認をされることと思うが、本文中において、主語と述語の関係があいまいな箇所や文言の重複、また、外来語等について脚注などでの説明が必要ではないかと思われる箇所が散見される。審議会で指摘をした部分も含めて、市民にとってわかりやすい表現となるよう願う。
- ・ 言葉の定義が必要と思われるものがいくつかあるので、見直しをお願いする。例えば、「地域」という言葉が多摩市全体を指す場合と多摩市の中の各地区を指す場合や、「市民」と「市民一人ひとり」といった使い分けなどを明確にすることで、誤解や混乱を避けるべきである。

第五次多摩市総合計画基本計画（素案）に対する意見（各論）

基本計画策定にあたっての前提

（4 ページ）

持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方

【基本的な考え方】

1 背景

●第 1 段落の 3 行目

・「現代社会のコミュニティは都市化や IT 化によって徐々に地域性が失われてきています」というところで、地域性が失われている要因が都市化と IT 化であるとするところに違和感がある。

●第 3 段落の 2 行目

・「人口と税収の減少を前提に」というところは、行政の立場のことを言っている。行政サービスに限界があることについては後段にも記載があるので、ここでは地域社会におけるきめ細かな対応について分かりやすく表現した方が良い。

2 「市民主体のまちづくりとは」

●第 1 段落の 3 行目

・「市民自身が考え、自覚と責任を持って決めていくことが重要です。」とあるが、文章の流れからみて、論理的に少し飛躍した表現となっているように感じる。自治の重要性を丁寧に説明する必要があるのではないか。

・行政の手が届かない部分について記述していると思うが、市民の自覚と責任を押し付けすぎているように感じる。

（5 ページ）

【取り組みの方向性】

1 市政への市民参画の推進

●7 行目

・「市民の声が反映されやすい環境整備」はどのような内容かわからない。後段の「◆こんな取り組みを行います」には住民投票条例のことなどが書かれているが、市民の声を聴く仕組みのみではなく、どのように市政に活かすかについてイメージを書いた方が良い。

（6 ページ）

2 多様な連携と協働による地域づくり

●全体について

・書かれている内容が現状分析にとどまっており、今後の具体的な取り組みの方向性が書かれていない。

・地域コミュニティについての記述になっているが、地域を越えた企業や大学との連携による産業振興や環境の取り組みなど地縁で結びついた連携・協働以外についても書き込む必要があるのではないか。

分野別計画

●全体について

- ・各施策の中にそれぞれ 10 年間の方向性があり、4 年間の重点的な取り組みというのが政策の部分に書かれている。その関係性を読み手が分かるようにしなければいけない。例えば、4 年間の重点的な取り組みの各項目がどの施策の方向性に対応しているかを相互にわかるように表記してはいいかがか。
- ・本冊子を読む人は、全編に目を通すのではなく、関心のあるところだけ読む人が多いと考えられるので、再掲も使いながら漏れなく記載した方がよい。また、再掲されているものの元の場所が分かると、興味を持って派生的に読み進めてもらえるのではないか。

●施策のページ構成等について

- ・「体系についての見方」、「施策についての見方」は縮小して表記するなど、本編ではないことが分かるように工夫をお願いします。
- ・「2 施策の成果目標値」の目標値として掲げた数値の中には、過去のトレンドや予算の積み上げなどにより目標値を設定していると思われるものがある。ここでは、現実的に達成可能な低目の目標値や現状維持という目標ではなく、「多摩市をこのようにしていきたい」という理想を掲げて、その実現に向けて知恵を絞って取り組んでいくことが重要である。低い目標を達成することよりも、達成できないかもしれないが高い目標を掲げることにより、より良いまちづくりにつながるのではないか。
- ・目標値は増加率や削減率などをかけて、1 桁まで細かく出されているものもあるが、もう少し大まかな数値で良いのではないか。
- ・「3 主な施策の方向性」の中には記載内容に具体性がなく、市民が読んだときに内容をイメージしにくい箇所がある。具体例などを示し分かりやすい記述への修正をお願いします。
- ・「4 まちづくり主体ごとの主な役割」は今の書き方は市民に強制しているように受け取られかねない。ここでは、「市民の果たすことができる役割」、「市民の責務」としてワークショップ等が出た市民自身の声であることを明記し、行政の役割は、「市民を支える行政の役割」のように整理するようお願いする。

第1章 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

政策1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

(17ページ)

今後4年間の重点的な取り組み

①保育園の待機児対策と学童クラブの充実

- ・基本構想の審議の際に、保育ママ制度についてもう少し発展させたほうが良いという議論があった。そのことについて17ページもしくは19ページに記載をお願いする。

政策2 人と学びを未来につなぐまちづくり

(25ページ)

今後4年間の重点的な取り組み

①持続発展教育（ESD）の推進

- ・環境教育と食育は大きな柱となるので【現状と課題】に追加しても良いのではないかと。

③児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援

- ・発達障害への支援は就学前後で福祉から教育へと所管が変わるようだが、いずれ途切れのない支援を行う体制となることが考えられるので、そこに配慮した記載をお願いする。
- ・障がい児については福祉・教育双方で対応しなければならないので、基本計画においても両方で扱うようにしたほうが良い。

施策2-2 心の教育や体験活動の推進

(29ページ)

3 主な施策の方向性

①人権教育の充実と体験活動の推進

- ・「2 施策の成果目標値」の「①全国学力・学習状況調査において「いじめはいけない」と回答している割合」の中3の現状値が全国平均より10%以上低いにもかかわらず、施策の方向性に具体的な取り組みが記載されていない。早急に取り組みなければいけない問題であるので記載をお願いする。

施策2-3 健康教育と環境教育の推進

(31ページ)

3 主な施策の方向性

③環境教育の推進と安全で環境に配慮した教育施設の整備

- ・身近な環境教育であり生活にも密着しているごみやリサイクルについて記載されていない。一般的なごみの削減などは第6章に出てくるが、子どもへの環境教育の観点でも記載したほうが良いのではないかと。
- ・多摩市では「身のまわりの環境地図作品展」の取り組みを行っている。このことについての記載をお願いする。

施策2-4 学校・家庭・地域等の連携の推進

(33ページ)

3 主な施策の方向性

①情報や人の交流を通じた教育活動の充実、②地域との協働による学校支援体制の構築

- ・多摩市は立地する大学が多いので、それを教育に活かすことを多摩市の特色として記載してはどうか。

第2章 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

政策1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

(35 ページ)

今後4年間の重点的な取り組み

②自らの健康づくりの推進

- ・1点目「市民の力を活用した自らの健康づくりの推進に取り組みます」は、行政として施策の普及・啓発に取り組むということがもっとあっても良いのではないかと。

施策1-1 ライフステージに応じた健康支援と市民自ら取組む健康的な生活習慣

(36 ページ)

2 施策の成果目標値

①健康のために実践していることがある市民の割合

- ・成果目標値は市民にとってわかりやすいことが大切だが、この指標は分かりにくい。市政世論調査において毎年、自身の健康状態についての設問があるのでこれを載せたほうが分かりやすい。

●追記

- ・第33回市政世論調査に健康診査を受診した人の割合が記載されている。女性の20～30代の受診率が低く、就労していない方の受診率が低いのではないかと考えられるが、男性に対して低いことが問題だとは捉えていないのか。現状分析を行い、目標設定したほうが良いのではないかと。

施策1-2 健康を支えるネットワーク

(39 ページ)

3 主な施策の方向性

③救急医療体制の充実

- ・市と病院がどのように連携しているかを市民から見えるようにすることで、市民も安心するし、市の取り組みへの理解度も深まるので記載したほうが良い。

政策2 だれもが安心して暮らせる支えあうまちづくり

(41 ページ)

【現状と課題】

●第6段落

- ・生活保護者が増えていることと、どのように就労支援を行っていくのかを記載した方が良い。
- ・自殺対策について記載されているが、具体的な施策との対応が見られない。具体的な取り組みを記載することが難しいのであれば、既存の取り組みの整理だけでもしたほうが良い。関心の高い部分なので市民に見えるようにすることを要望する。

今後4年間の重点的な取り組み

④ユニバーサルデザインのまちづくりと総合的移動・移送支援の検討

- ・高齢者・障がい者の移動サービスは重要な課題である。この場所で触れているというのは市民にとって非常にわかりにくいと考える。
- ・ユニバーサルデザインという言葉とそれを実施する施策のつながりが見えない。実際の施策はハードのまちづくりの部分で記述されるかもしれないが、ここではどのような取り組みがあるのかが見えないので表現の工夫をお願いします。

施策 2-1 地域福祉の推進

(43 ページ)

3 主な施策の方向性

③民生委員活動の充実

- ・「民生委員の欠員地域解消」は緊急の課題である。10 年間の方向性ではなく、4 年間の重点的な取り組みに入れていただくよう要望する。

施策 2-2 セーフティネットによる生活支援

(44 ページ)

2 施策の成果目標値

①自立によって生活保護を廃止した世帯数

- ・生活保護は重要性の高い施策であるが、一方で財政を圧迫する。生活保護世帯が自立していくのであれば財政への影響も大きいと考える。こういった指標を設定することは重要だと思うので、目標を設定したならばそれに見合った人員体制があると良い。

施策 2-3 社会保険制度の健全な運営

(46 ページ)

2 施策の成果目標値

①国民健康保険法定外繰入金比率

- ・方向性は健康を維持することで医療機関にかからないようにということなので、財政的な指標とするよりも、特定健診受診率など市民の健康維持につながる指標にした方が良い。

(47 ページ)

3 主な施策の方向性

①医療保険制度の適正な運営

- ・国民健康保険の財政制度や市民負担のことだけを書くのではなく、それが何を意味するのかを記載した方が良い。

②介護保険制度の適正な運営

- ・介護保険の見通しとして、10 年間の中で現在の保険料から増えるか、減るかの予測を立てア
ナウンスしておく方が良いのではないかと考える。

政策 3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

施策 3-1 地域における高齢者支援

(51 ページ)

3 主な施策の方向性

③地域での高齢者の見守り・支援のための拠点や組織づくり

- ・社会福祉協議会がネットワークを結び付けようと努力しているので、それを支援するような記載があれば、社会福祉協議会も活動しやすくなるのではないかと考える。地域包括支援センターも一緒にやっている現実もあるので膨らませて記述しても良いと考える。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

●市民の役割

- ・高齢者と若い人の世代間交流は高齢者にとっても生きがいになるし、心が健康にもなる。ここに 1 項目追加するようお願いする。

施策 3-2 権利擁護と介護予防の推進

(53 ページ)

3 主な施策の方向性

●追記

- ・介護を行う人の支援も重要になってくるのでどこかに入れたほうが良い。

政策 4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

(55 ページ)

今後 4 年間の重点的な取り組み

①障がい児の活動の場の拡大

- ・成人でも生きがいを求める活動の場が重要となっている。社会参加や地域交流を進めていくために、行政ができる「場」の拡充を進めていく必要がある。

施策 4-1 障がい者が暮らしやすいまちづくり

(57 ページ)

3 主な施策の方向性

②地域における相互支援体制の構築

- ・災害時の支援も含めて、実際に障がい者の方が地域のどこにいるかがつかめない。要援護者名簿も民生委員などに配られてはいるが使い方が限られており、いざという時に共有できない。本人の承諾があれば共有できるような体制を考えていただくよう要望する。

第 3 章 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち

政策 1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり

(61 ページ)

【現状と課題】

●第 1 段落の 4 行目

- ・「社会教育の充実を図り」とあるが、施設の数が多いのと内容が充実しているのは別のことである。今後は数よりも内容の充実が必要となると考える。職員の配置も含めソフトの充実を図るような施設づくりにより、地域で支え合うまちづくりのプラスとなるよう検討をお願いする。

●第 2 段落

- ・自治会の加入率が低下していることや、自治会に求められる役割が変わってきていることを記載するようお願いする。

今後 4 年間の重点的な取り組み

③コミュニティ施設のあり方の検討

- ・コミュニティセンターで地域施設をカバーできるのであれば、小さなものをたくさん持っている必要はない。市民に公共施設のあり方を議論してもらったうえで縮減の方向となれば、利用度が低いものなどは思い切って整理した方が良い。また、1 施設に 1 つの役割ではなく複合的な役割を持たせることや、用途の転換による活用なども考えられる。
- ・ここでは、地区市民ホール、老人福祉館だけでなくコミュニティ施設全体のことを書いた方が

良いのではないか。

施策 1-1 市民主体による地域づくり、まちづくりの推進

(62 ページ)

2 施策の成果目標値

●追記

- ・自治会の加入率に関する目標値を入れた方が良い。

(63 ページ)

3 主な施策の方向性

④コミュニティ施設のあり方の検討と整備

- ・コミュニティ施設ではなく、コミュニティのあり方について、自治会に加入しない人がたくさんいることを前提に新しいコミュニティの仕組みや行政の関わり方の研究を入れると良い。
- ・「集会所の地元移管」とあるが、統廃合や整理なども含めて良いのではないか。地元移管するといってもニーズは無いと考える。
- ・多摩市は公共施設の数が圧倒的に多いと思うが、機能が重複していて利用が分散し稼働率が低いのであれば無駄である。代替施設については、公共的な施設を安価で貸すなどトータルのコストを下げる工夫が必要であると感じる。

施策 1-2 学びから、人づくり・まちづくりを推進

(64 ページ)

1 施策の目指す姿

- ・「学んだことを」とあるがこれは公民館活動などで学んだことの意味と捉えられる。ここでは、職業上身につけた技能など、永年培ったものも含めてまちづくりに活かしていくことを考えた方が良い。

2 施策の成果目標値

●各項目について

- ・出典に教育委員会の数値がない。公民館などの活動も加えることにより数値が変わってくるのではないか。

政策 2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり

(69 ページ)

【現状と課題】

●第 2 段落の 4 行目

- ・「会員の高齢化や世代交代が進まないといった課題を抱える団体も多く」とあるが、自治会と文化団体を同じように表現している。色々な世代が交流する機会は推進して良いと思うが、全ての団体において世代交流を進めるとするのは少し違うのではないか。

今後 4 年間の重点的な取り組み

③アートを活用した事業の推進

- ・多摩市の歴史的な文化遺産を活用した事業についても検討をお願いします。

施策 2-1 市民の文化・学習・スポーツ活動の振興

(70 ページ)

●全体について

- ・政策 1 には公民館のことが出てきていたが、政策 2 ではあまり表に出ていない。政策 2 が学びと文化ということでは、こちらの方に公民館が重要なのではないか。

施策 2-2 多様な交流と共生によるまちづくり

(73 ページ)

3 主な施策の方向性

●追記

- ・外国人の参画機会を拡大することが必要である。

政策 3 だれもが平等で互いに尊重しあうまちづくり

施策 3-1 平和の希求と人権の尊重

(78 ページ)

2 施策の成果目標値

① 「「多摩市平和展」入場者数」

- ・学校での平和学習の機会とリンクさせるなど、もっと PR した方が良い。

第 4 章 働き、学び、遊び、みんなが活気と魅力を感じるまち

政策 1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり

(83 ページ)

【現状と課題】

●追記

- ・コミュニティビジネスについて加えてはどうか。

今後 4 年間の重点的な取り組み

③観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

- ・ハローキティや映画だけではなく、緑地や公園、埋蔵文化財センター、神社・仏閣など固有の観光資源がある。もっと地域資源を大切にされた方が良い。
- ・多摩市内だけで一日過ごすことは難しいが、他に観光資源を持っている近隣の地域と相談して観光ルートを作っていけば良い。

④都市農業の振興

- ・担い手の育成というのは後継者だけではないと思う。新しい担い手への支援や農業ボランティアなどが入るともっと都市農業の振興が進むのではないか。

●追記

- ・コミュニティビジネスについて加えてはどうか。(施策 1-1 「3 主な施策の方向性」などへの追記も必要ではないか)

施策 1-1 商工業の振興による地域経済の活性化の推進

(84 ページ)

●全体について

- ・「商工業の振興による地域経済の活性化」は従来からのものであるので、新しい産業あるいは

雇用に関することを入れてはどうか。

(85 ページ)

3 主な施策の方向性

③企業誘致の推進

・「にぎわい」には、人々が集う「にぎわい」とそこに住む人の「にぎわい」がある。大きい企業だけではなく商店も誘致するなど、たくさんの人が住むということも「にぎわい」には欠かせないので、ここが良いかは分からないが記述した方が良い。

⑤地域拠点の活性化（商業機能、業務機能の集積の推進）

・永山駅周辺は永山フェスティバルや医療機関がある。拠点施設ということで入れることはできないか。

●追記

・近隣センターについて、今後リニューアルを行っていくためにも、方向性を記述した方が良い。

施策 1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

(87 ページ)

3 主な施策の方向性

①観光資源の発掘、活用による観光の推進

・ハローキティについて書く前に、多摩市に昔からある固有の観光資源について、例えばよこやまの道などを記載することも必要ではないか。

②まちの魅力の発信

・市民がまちの魅力再認識することで外の人にもまちの魅力を感じるようになると考えられるので、方向性に加えてはどうか。

施策 1-3 都市農業の振興による農からのまちづくりの推進

(89 ページ)

3 主な施策の方向性

●追記

・農業の6次産業化について、保健所の問題や農家が生産から加工、販売までやることなどいくつかハードルはあるが、収益の面では国の制度を利用できるということもあるので、そういったことを含めて計画に記述することはできないか。

第5章 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち

政策 1 安全・安心のまちづくり

(91 ページ)

●全体について

・東日本大震災について、【現状と課題】を含めて盛り込む必要がある。

施策 1-1 減災・防災のまちづくり

(93 ページ)

3 主な施策の方向性

①市民の防災意識高揚と地域防災体制の充実

- ・情報伝達の視点が欠けていると考える。既につくっている丁寧な情報を個人情報保護のもと使えない。大事なときに使えるような仕組みを考えていただくよう要望する。

施策 1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

(95 ページ)

3 主な施策の方向性

●追記

- ・二輪車の交通ルールの啓発を入れた方が良い。現状で自転車のマナーの悪さ、交通ルールの無視が目立つ。事故対策も含めてルールの指導などの徹底を入れてはどうか。

政策 2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

施策 2-1 充実した都市機能の維持・更新

(100 ページ)

2 施策の成果目標値

●追記

- ・「3 主な施策の方向性」に対する成果目標値が「小中学校の大規模改修実施数」だけなのか。その他に基幹的な施設や橋りょうなどの把握できる数値があるのではないか。

(101 ページ)

3 主な施策の方向性

①ニュータウン再生の推進

- ・ニュータウン再生は建て替えだけではなく、大規模修繕や機能追加についても実際に取り組んでいくので、記述した方が良い。
- ・既存地区について、現状も取り組んでいるが公平性の観点から追記を要望する。

②ストックマネジメント計画の推進

- ・構想の審議会や全体会でも議論があるが、不要な公共施設は用途変更や統合など幅広い議論が必要なのではないか。「分野別計画」のあとに続く「計画の実現に向けて」に公共施設のマネジメントのことがあるが、再掲でも構わないので大規模改修だけではない踏み込んだ記述をお願いする。

(103 ページ)

施策 2-2 安全でゆとりある道路網の整備

③道路交通環境の充実

- ・雨水が浸透しやすいなど環境にも配慮した道路整備について追加し、113 ページにも再掲してはどうか。

施策 2-4 良質な住環境の確保の推進

(107 ページ)

3 主な施策の方向性

②住宅ストックの活用

- ・老朽化した市営住宅は廃止の方向で見直すと明示できないか。
- ・高齢者が低層階などに住み替えることなども、住宅事業者の協力がなくてはできないので、記述した方が良い。

第6章 人・自然・地球 みんなで環境を大切にすまち

政策1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり

(109 ページ)

【現状と課題】

●第6段落

- ・ごみの減量とリサイクルがまとめられているが、ごみ総量の削減も浮き出させて良い。

●追記

- ・東日本大震災を踏まえた記述に変更するとともに、【今後4年間の重点的な取り組み】にも自然エネルギーの取り組みなどを追記した方が良い。
- ・アダプト制度などは非常に良い制度である。森木会やアダプト制度などうまくいっている取り組みがあるということを、よりわかりやすく具体的に表現してはどうか。評価するようなコメントがあることで、取り組んでいる人の士気が高まるようにも思う。

施策1-1 自然環境・都市環境の保全と創出

(110 ページ)

2 施策の成果目標値

●追記

- ・水に関する指標をBODとは別の観点で出すことはできないか。例えば、新住地域では難しいが、既存地域などでは水の流れが守られているので、ビオトープの数を増やすなど。

(111 ページ)

3 主な施策の方向性

②まちの樹木の適切な管理

- ・「樹木を適切に管理」とあるが剪定枝をリサイクルに含めて、考えることはできないか。チップ状にしたものを公園にまくなど。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

●行政

- ・P101にある「アダプト制度等の市民協働を促進します」をこちらに移した方が良い。

施策1-2 低炭素・省エネルギー社会の構築

(112 ページ)

2 施策の成果目標値

●追記

- ・節電目標を出すのが良いかどうかはあるが、これまでの大雑把な何%削減という目標から、ピーク時に何ワットなどの質の問題に転換してきているので、質と量を具体的に表現しても良いのではないか。

(113 ページ)

3 主な施策の方向性

①家庭におけるエコライフの促進

- ・震災を受けて表現を変えた方が良く考える。「エコライフ」よりも「節電」などに変えて、省エネルギー社会の構築に関して重要なことである。具体的な節電目標15%などと明示されているなかで多摩市がいかに生きていくかをメッセージとして表現した方が良い。
- ・緑のカーテンや生垣など各家庭や集合住宅等での取り組みについて促進した方が良い。

- ・自然エネルギーの活用について普及促進に努めることを追加した方が良い。
- ④公共施設の省エネルギー化対策
- ・模範となるような取り組みを庁舎管理の担当と連携して記入した方が良い。
 - ・公共施設の新設、改築の際には建築設計から省エネに配慮し、既存建造物についても遮光カーテン、二重窓や断熱材などを利用して冷暖房効率の向上に努めること。

施策 1-3 ごみの少ないまちづくり

(114 ページ)

2 施策の成果目標値

②「再生利用率」

- ・多摩市のリサイクル率は 26 市のなかで低い方から 9 番目で、調布市は 50%のリサイクル率である。目標値の 37%はもう少し高い目標を設定できないか。

(115 ページ)

3 主な施策の方向性

③4R 運動の推進

- ・ごみは減っているのが現状だが、まだ絞ることができる。生ごみ等、水分を含んだごみを絞るだけでもごみ量は減る。また、ごみ量を削減する時代からごみの質を問う時代が変わってきており、「ごみの水切り」や「生ごみの堆肥化」など、ごみの質の問題にもっと切り込んだメッセージを出した方が良い。
- ・ごみの減量については学校との連携も重要になっている。教育カリキュラムの中に清掃工場の見学など積極的に入れているが、見学ツアーの拡充など一層入れていけば市民にも定着していくと考える。

④市民及び企業等との協働によるごみの減量化の実現

- ・refuse と reduce を進めるために、エコシヨップ制度をさらに推進し「ごみを出さない店舗」を促進してはどうか。

施策 1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

(117 ページ)

3 主な施策の方向性

②環境を支える人材の育成

- ・多摩市は公園が多い反面、剪定など維持管理コストがかかっている。人材の育成の他にも自治会などのネットワークを利用し、市が中心的に進めていただくことで間接的に財政を助けることにもなるので検討を要望する。

計画の実現に向けて

計画の実現に向けて

(120 ページ)

●全体について

- ・多摩ニュータウンの問題は多摩市だけが取り組むのではなく、UR と東京都が基盤整備したものであり、UR や東京都と連携して取り組むべきである。この文章を読むと多摩市が単独で取り組むように感じられる。

(122 ページ)

3 公共施設のマネジメント

●全体について

- ・「身の丈にあった公共施設のあり方」などについて市民にわかりやすい表現に修正した方が良い。

(123 ページ)

総合計画基本計画の構成と評価の仕組み

●全体について

- ・総合計画は市民と行政が目標を共有して、ともに目標達成に向けて実践する計画であると説明を受けたが、評価の仕組みの中で市民が実践するイメージはどのように入るのか。行政内部の取り組みは伝わるが、市民とともに汗をかくという部分をもう少し盛り込んだ方が良いと考える。例えば、外部評価として多摩市版事業仕分けである行政評価市民委員会をここに書き込むなど。

(124 ページ)

●追記

- ・財政健全化に向けたある程度具体的な方向性を記載した方が良い。

(125 ページ)

◆歳入

●全体について

- ・歳入が減っている中で、産業や雇用をどうしていくかという部分が足りないように感じる。

(126 ページ)

◆歳出

(1)人件費

- ・人件費については、サービスの内容によりアウトソーシングを含めて、効率性が高く質の高い組織運営をすることなどにより減るような方向性を出してはどうか。

【 資 料 】

多摩市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・区内50音順)

	区分	氏名	備考
	行政委員会等 (3人)	おなか のぶお 尾中 信夫	都市計画審議会委員
		こぐれ かずゆき 小暮 和幸	農業委員会委員
		なかざわ たかし 中澤 敬	教育委員会委員
副会長	学識経験者 (5人以内)	うえの じゅん 上野 淳	首都大学東京副学長 都市環境学部 教授
		かねこ くにひろ 金子 邦博	多摩大学 経営情報学部 経営情報学科 准教授
		しのだ まりこ 篠田 真理子	恵泉女学園大学 人間社会学部 人間環境学科 准教授
会長		ひがき まさみ 檜垣 正巳	元東京都副知事
		やまだ きいち 山田 喜一	前民生委員協議会会長
	市民委員 (7人以内)	おおくほ りえ 大久保 理恵	市民ワークショップ参加者
		おおの みちのり 大野 道徳	公募市民委員
		なかむら ゆみこ 中村 由美子	市内NPO団体メンバー
		ふるや けいこ 古屋 圭子	市内会社員
		みわ としただ 三輪 俊直	市民ワークショップ参加者
		やまぐち わたる 山口 渉	公募市民委員
		わだ そうすけ 和田 宗介	多摩信用金庫

多摩市総合計画審議会 審議の経過

【全体会】

回	日程	主な内容
第1回	平成23年1月18日	①市長挨拶 ②委嘱状の交付 ③委員の紹介等 ④多摩市総合計画審議会条例について ⑤会長、副会長の選出 ⑥諮問 ⑦会議運営に関する事項の確認について ⑧阿部市長との懇談「市民主体のまちづくりについて」 ⑨総合計画審議会の進め方について ⑩次回以降の日程について
第2回	平成23年1月31日	①基本計画(素案)について ・「基本計画策定にあたっての前提」について
第3回	平成23年2月8日	①基本計画(素案)について ・「計画の実現に向けて」について
第4回	平成23年5月14日	①答申について
第5回	平成23年5月28日	①答申について ②答申

【第1分科会】

回	日程	主な内容
第1回	平成23年2月22日	①基本計画(素案)について ・分野別計画(第1章)について
第2回	平成23年3月10日	①基本計画(素案)について ・分野別計画(第2章政策1~3)について
第3回	平成23年4月29日	①基本計画(素案)について ・分野別計画(第2章政策4、第6章)について

【第2分科会】

回	日程	主な内容
第1回	平成23年2月21日	①基本計画(素案)について ・分野別計画(第3章政策1)について
第2回	平成23年4月9日	①基本計画(素案)について ・分野別計画(第4章、第5章政策1施策1-1・2)について
第3回	平成23年4月21日	①基本計画(素案)について ・分野別計画(第5章政策1施策1-3~政策2)について
第4回	平成23年4月28日	①基本計画(素案)について ・分野別計画(第3章政策2・3)について

多摩市総合計画審議会条例

昭和45年7月1日
条例第19号

改正 昭和49年9月25日条例第40号 昭和55年6月30日条例第23号
平成12年6月30日条例第38号 平成15年3月31日条例第2号
平成17年3月31日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、多摩市の長期的展望に立った総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、多摩市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、国及び東京都の長期計画等と調和した多摩市の総合的な基本計画の策定に関し、必要な調査及び審議し答申を行わせるため、多摩市総合計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し答申を行う。

- (1) 多摩市が定める総合計画に関すること。
- (2) その他市長が総合計画策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 多摩市教育委員会の委員 1人
- (2) 多摩市農業委員会の委員 1人
- (3) 多摩市都市計画審議会の委員 1人
- (4) 学識経験者 5人以内
- (5) 市民 7人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

2 前条第2項第1号から第3号までの規定により委嘱された者の任期は、その在職期間中とする。

(臨時委員)

第6条 審議会は、特別の事項を調査及び審議させるため必要あるときは臨時委員若干人を、市長が委嘱することができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了したときに満了する。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び臨時委員の総計の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認める場合には、委員及び臨時委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、企画政策部企画課に置き、事務局長は、企画政策部長の職にある者をもって充てる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第1号)

(施行日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第2項の規定により委員として委嘱されている多摩市議会の議員及び多摩市の職員については、当該委員の任期が満了するまでの間は、これを委員とする。



22 多企企第 5084 号
平成 23 年 1 月 18 日

多摩市総合計画審議会会長 殿

多摩市長 阿部 裕行

多摩市総合計画について（諮問）

このことについて、多摩市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

第五次多摩市総合計画における基本計画について

2 諮問理由

本市は、平成 13 年 4 月に基本構想を含めた第四次多摩市総合計画を策定、その後平成 18 年 3 月に後期基本計画である「多摩市戦略プラン」を策定して、まちづくりを進めてきましたが、計画期間が平成 22 年度をもって終了いたします。

また、平成 22 年 2 月 15 日に貴審議会よりいただいた第五次多摩市総合計画基本構想答申書を基に、第五次多摩市総合計画基本構想（平成 22 年 12 月 24 日議決）を策定いたしました。この基本構想は今後のまちづくりにおける基本理念や、20 年後のまちのビジョンを示すものです。

これらのことを踏まえた上で、基本構想の考え方に基づき、基本構想に掲げた将来都市像「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」及び 6 つの「目指すまちの姿」を実現していくための具体的な取り組みの方向性等を示すために、「市民主権」の考え方を基調とした第五次多摩市総合計画基本計画を策定いたします。

このことにつきまして、本審議会にてご審議いただきたく諮問いたします。

多摩市総合計画審議会 配布資料一覧表

●総合計画審議会 議事要点録	
第1回（平成23年1月18日） ～ 第5回（平成23年5月28日）	
●総合計画審議会 審議関連資料	
資料1	委員名簿
資料2	多摩市総合計画審議会条例
資料3	多摩市総合計画審議会諮問書の写し
資料4	会議運営に関する事項(案)
資料5	総合計画審議会の進め方等について
資料6	想定人口報告書
資料7	財政の見通し（平成23年度～27年度）
資料8	第五次多摩市総合計画基本計画（素案）
資料9	基本計画検討の進め方（案）
資料10	多摩市総合計画審議会分科会設置要領
資料11	多摩市総合計画審議会分科会構成委員名簿
資料12	第3回総合計画審議会 事前意見
資料13	基本計画と市長政策（公約）対応表
資料14	東日本大震災への対応（概要報告）と震災の影響を踏まえた今後の対応
資料15	第2回総合計画審議会第2分科会事前意見
資料16	第3回総合計画審議会第2分科会事前意見
資料17	第4回総合計画審議会第2分科会事前意見
資料18	第3回総合計画審議会第1分科会事前意見
資料19	第五次多摩市総合計画基本計画答申書（案）
資料20	第五次多摩市総合計画基本計画答申書（最終案）